

租登第一〇號租鑛區關係

共四石炭

6
9



租登第 10 號

租鑛權延長申請關係書類

(昭和 34 年 3 月 3 / 4 日)

内 容	
租鑛權延長申請書	日鉄二級鑛業所へ提出
租鑛權の存続期間延長認可申請 1. 租鑛權延長申請書 2. 租鑛權の存続期間延長認可申請書 3. 租鑛權の延長認可申請書 4. 租鑛權の延長認可申請書 5. 租鑛權の延長認可申請書 6. 租鑛權の延長認可申請書	福岡通商産業局へ提出
租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 1. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 2. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 3. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 4. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 5. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿 6. 租鑛權の存続期間延長認可登帳簿	福岡通商産業局長



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 一四〇番
（稻築一限大）

租
登
第
一
号
銘
王
國
(
主
富
安
)



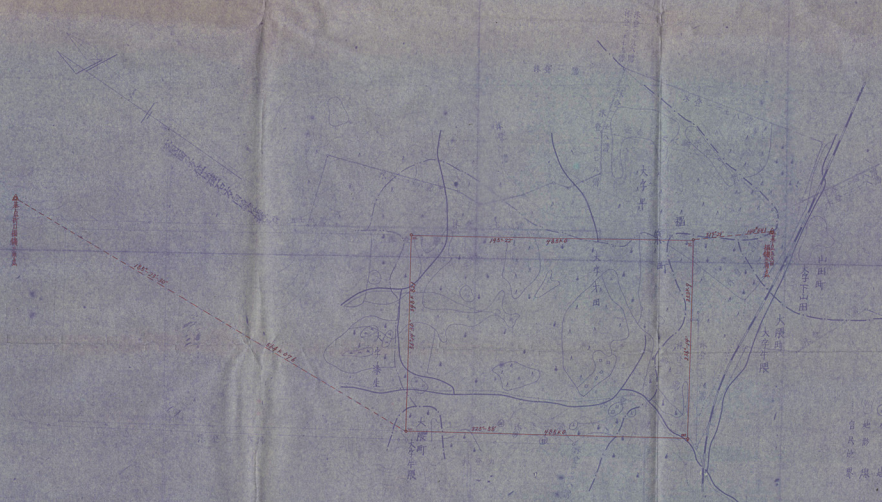
石炭地層圖

石炭地層圖

石炭地層圖

石炭地層圖

石炭地層圖



石炭地層圖

石炭地層圖

石炭地層圖

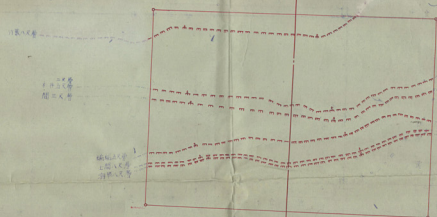
石炭地層圖

炭層柱狀圖

[illegible]

凡	銅		
	青	炭	
	燭	石	
	無	煙	炭
	灰	質	者
	砂		者
	貝		者
	砂	質	者

圖面完全



甲文745号

福通出 29 年 証 第 2 号

福岡縣嘉穂郡稲葉町外/町地内

福岡縣知事兼倉庫 10 號 石炭 租鐵道

租鉄権者 共同石炭鉄業株式会社

鉄業権者 日鉄鉄業株式会社

昭和 29 年 1 月 22 日申請にかゝる上

期間満了日 昭和 30 年 3 月 21 日迄

該租鉄権の存続期間は 其の延長を認可

したから通知する

順正倉庫表題部

右
登
録
済

福岡県租鐵権登録第 10 号
昭和 29 年 4 月 14 日登録

昭和 29 年 4 月 14 日執行

福岡通商産業局長 椎野 幸雄



結部一覽表

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日



明治三十四年八月十七日

明治三十四年八月十七日



炭層柱狀圖

丸	鋼	
	瀝青	炭
	瀝	石
	無煙	炭
	灰質	炭
	砂	岩
	貝	岩
	砂	岩

使用權設定日的炭層

圖面完全

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

(稻築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉礦業所

電話

(稻築四〇番
天隈一一番)

租登第壹〇號

許可圖寫

6000

炭層柱狀圖

[illegible]

例	丸
	澄青炭
	縮石
	無煙炭
	炭箕
	砂
	炭
	炭

平面圖

圖面完全

同謹重校跋

截断面圖

負例

使用鑛區線

露頭

凡例

昭和二十四年福石管務會報

福岡縣陸軍建設部管下石炭礦使用施設許可申請

申請人 北岡石炭礦株式會社

代表取締役 入 交 太 藏

昭和二十四年五月十日付申請あつた右使用施設認可する件別紙
面福風城にて左記より許可する議決定したから石炭礦使用等臨
時條例施行規則第二十回條第一項の規定により此旨通知する

記

一 使用礦區面積 拾七萬四千餘坪

二 採 掘 層 竹谷片層中竹谷八尺層

本層片層中 砂谷二尺層、砂谷五尺層、間三尺層、

福風五尺層、ドマ八尺、海軍八尺層

三 使用礦の存続期間 發給の日より昭和廿九年三月末日迄

四 使用 料 礦費費代の一〇%

昭和廿四年七月吉日

福岡石炭局長 占 部 保 廣



昭和 年 月 日

福岡縣石炭局長 占 部 保 廣

昭和廿四年八月廿五日 發給

順位番位 / 記号

右 登 録



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 一四〇番
大稻築一四〇番



出願關係及圖面

甲第745号

福通出 29 年 第 2 号

福岡縣嘉穂郡福築町外/所在地内

福岡縣租税徴収部第 10 課 石炭 租税課

租税権者 共同石炭鉱業株式会社

鉱業権者 日鉄鉱業株式会社

昭和 29 年 1 月 22 日申請にかゝる上

期間満了日 昭和 29 年 3 月 4 日

記租税権の存続期間は 其の延長を認可

したから通知する

限任書等承認部

昭和 29 年 4 月 14 日執行

福岡県租税徴収部第 10 課

右登録済

福岡通商産業局長 椎野 幸雄



①

福岡道商産業局 石炭部
炭業課に於ける審査の結果報告

福岡縣高橋郡新築町才田
共同石炭株式會社

日吉礦業所

昭和二十八年一月一日

租礦權存続期間延長申請について

登録番號 福租登第拾號（福採登第拾号日鉄鉱業株式會社）

延長期間 昭和二十九年四月一日 五年

鑛區所在地 福岡縣嘉穂郡新築町大隈所

租礦權者 共同石炭飲業株式會社

右の租鑛區に對し左記の通り審査の結果を添附する

記

一 施業案

一 認可年月日

一 坑 昭和二十八年二月十三日

杉谷坑 昭和二十八年一月十三日

海軍八尺坑 昭和二十七年一月三十日

才田坑 右同

昭和 年 月 日

福岡縣高橋郡能登町才部
栗井岡石炭株式會社
日吉鎮業所
電話 二四四一
一四〇番

2. 実測圖提出の有無

有

一. 採集状況

1. 事業着手年月日

昭和二十六年一月三十日

2. 出炭量(月間)

五九〇九吨 富祖鉱区区域の出炭二、一〇〇吨

3. 残炭量

二二八、七〇〇吨

一. その他参考事項

富祖鉱区は福俣登芽松坑(昭和二十四年八月一日認可)
から引続と稼行中である。現在、稼行坑口は海軍八人坑

昭和 年 月 日

福岡縣高橋郡船場町才田
吉鐘業所
電話 二四四四 一〇〇〇
電報 吉鐘業

杉谷坑、日吉一坑があり、月産二一〇〇噸出產一ツある

將來ハ出產計畫ハ約八ヶ年ハ稼行年數があるハ、修業
法第四十七條ハ増進増正の手続ハつテ修業（たとへば）
別紙カコあり、將來ハ増進増正する計畫ハつき期間延
長申請ヲ認可ハ止む得ないものヲ考へよう水る

昭和 年 月 日

福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話
大稻築
限一四
一〇番
番

